

別紙2

グリーン電力相当量の計算方法について

【前提】

- ・ 電力量認証申請のタイミングは四半期に一度（つまり3月に一度）とする。
- ・ 一回の電力量認証における申請期間は、3月の範囲内で、任意に設定する。
- ・ バイオマス比率は月に一度、『経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部長通知「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の運用に関する留意事項等」（平成15年2月13日 資省部第21号。その後の改正を含む。）』に定める計算式に基づき算出する。

【計算方法】

1. 発電補機電力量

次の計算式にて算出する。

$$\begin{aligned} & \text{発電補機電力量 kWh} \\ & = \Sigma (\text{発電補機の設備容量 kW}) \times \text{発電機の稼働時間} \end{aligned}$$

2. グリーン電力相当量

次の2通りの計算式を使用可能とし、当該申請期間におけるグリーン電力相当量とする。

計算方法1

グリーン電力相当量 kWh

$$= \Sigma \{ (\text{単月の発電量 kWh} - \text{単月の売電量 kWh} - \text{単月の発電補機電力量 kWh}) \times \text{単月のバイオマス比率} \% \}$$

※申請期間は1月単位とし、3月内でバイオマス比率50%を超える月を申請対象とする

※バイオマス比率が50%未満の月は、積算の対象外とする。

計算方法2

グリーン電力相当量 kWh

$$= \Sigma (\text{単月の発電量 kWh} - \text{単月の売電量 kWh} - \text{単月の発電補機電力量 kWh}) \times \text{申請期間のバイオマス比率平均} \%$$

※申請期間は複数月を一単位とし（2～3月）、連続した月のバイオマス比率平均が50%以上の場合に限る。

※50%以上の月が連続しない場合は、計算方法1を用いる。

【留意事項】

JQA との協議により、上記の前提および計算方法の変更が必要となった場合、受託者は市に対して速やかに通知し、変更後の内容に基づき計算することとする。